

長野県上伊那広域水道用水企業団水道用水受給協定書

(平成4年5月18日締結)

変更	平成7年4月1日
	平成9年3月18日
	平成9年12月1日
	平成13年4月1日
	平成15年4月1日
	平成18年4月1日

長野県上伊那広域水道用水企業団企業長 原 久夫（以下「甲」という。）と長野県〇〇長〇〇〇〇（以下「乙」（乙1～乙5）という。）との間に次の協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が行う水道用水供給事業による水道用水の受給に関して、必要な次項を定めるものとする。

（受給水義務）

第2条 甲は、別表第1の計画給水量により、水道用水を乙に供給するものとし、乙はこれを受水するものとする。

（受給水開始時期）

第3条 水道用水の受給開始時期は、平成4年10月1日とする。

（給水地点及び一日最大給水量）

第4条 甲が水道用水を供給する地点（以下「給水地点」という。）及び当該給水地点における一日最大給水量は、別表第2のとおりとする。

（受給水計画等）

第5条 乙は、月ごとの翌月の各給水地点において受水する水量の計画を立て、甲に提出するものとする。

2 甲は、前項に定める受水計画書を参考にして、月ごとに翌月の給水計画を立て、乙に通知するものとする。

3 乙が、第1項の規定による受水計画をやむを得ない事情により変更する必要がある場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（給水量の計量等）

第6条 甲は、各給水地点ごとに甲が設置した流量計により、毎月末日に給水量を計量するものとする。

2 流量計の異常等により計量が不可能な場合は、甲乙協議して決定するものとする。

3 甲は、前2項の規定により給水量を計量し、又は決定したときは、給水量通知書により1週間以内に乙に通知するものとする。

（供給料金の額）

第7条 供給料金は、次の各号に掲げる区分とし、その額は、それぞれ当該各号に定める額の合計額に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(1) 基本料金 長野県上伊那広域水道用水企業団水道用水供給事業に関する協定書（以下「用水供給協定書」という。）第5条の規定により算出された単価1,077円49銭に、用水供給協定書第3条に定めた一日最大給水量を乗じて得た額とする。

(2) 水量料金 用水供給協定書第5条の規定により算出された単価23円36銭に、第6条第3項により通知した給水量を乗じて得た額とする。ただし、当分の間、第5条第1項の規定により定めた水量を乗じて得た額とする。

(3) 超過料金 乙が第5条第1項の規定により定めた水量で算定した毎年4月1日から1年間に受水する水量を超過して受水した場合の供給料金は、その超過した水量1立方メートルにつき23円36銭を乗じて得た額とする。

(供給料金の納付)

第8条 乙は、甲の発行する納入通知書により、納入通知を受けた月の末日までに供給料金を甲が指定する金融機関に納入しなければならない。

2 前項の納入期日については、特別の事情がある場合は、これを延期することができる。

(供給料金の減免)

第9条 甲は、公益上その他特別の理由がある場合は、供給料金を減免することができる。

(突発的な事情等に要する経費)

第10条 甲は、突発的な事故その他特別の理由により多額の資金が必要になった場合は、その費用負担について乙と協議し、乙は供給料金の他に当該事故等に要する経費を負担するものとする。

(給水の停止等)

第11条 甲は、災害による水道施設の損壊、水道施設の工事その他正当な理由があつて、やむを得ない場合には水道用水の供給を停止し、又は制限することができる。

2 甲は、水道用水の供給を停止し、又は制限する場合は、停止又は制限する期間及び水量をあらかじめ乙に通知するものとする。やむを得ない事情によりあらかじめ通知できない場合は、確認後直ちに通知するものとする。

(相互協力)

第12条 水道用水供給事業の遂行にあたり発生する諸問題については、甲乙協力し、解決に努力するものとする。

(協議)

第13条 この協定に関する疑義又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ解決するものとする。

附 記

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成4年5月18日

甲 長野県上伊那広域水道用水企業団 企業長 原 久夫

乙1 伊 那 市 長 原 久 夫

乙2 駒ヶ根市長 中 原 正 純

乙3 箕輪町長 井 沢 通 治

乙4 南箕輪村長 松 村 寛

乙5 宮 田 村 長 伊 藤 浩

附 記 (平成7年4月1日変更)

締結日 平成7年4月1日

甲	長野県上伊那広域水道用水企業団	企業長	唐沢 茂人
乙1	伊那市長	唐沢 茂人	
乙2	駒ヶ根市長	中原 正純	
乙3	箕輪町長	井沢 通治	
乙4	南箕輪村長	松村 寛	
乙5	宮田村長	矢田 義太郎	

附 記 (平成9年3月18日変更)

1 締結日 平成9年3月18日

甲	長野県上伊那広域水道用水企業団	企業長	小坂 樫男
乙1	伊那市長	小坂 樫男	
乙2	駒ヶ根市長	中原 正純	
乙3	箕輪町長	井沢 通治	
乙4	南箕輪村長	松村 寛	
乙5	宮田村長	矢田 義太郎	

2 効力発生日 この協定は、平成9年4月1日から効力を生ずるものとする。

3 その他 この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

附 記 (平成9年12月1日変更)

1 締結日 平成9年12月1日

甲	長野県上伊那広域水道用水企業団	企業長	小坂 樫男
乙1	伊那市長	小坂 樫男	
乙2	駒ヶ根市長	中原 正純	
乙3	箕輪町長	井沢 通治	
乙4	南箕輪村長	清水 國光	
乙5	宮田村長	矢田 義太郎	

2 効力発生日 この協定は、平成10年4月1日から効力を生ずるものとする。

3 その他 この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

附 記 (平成13年4月1日変更)

1 締結日 平成13年4月1日

甲	長野県上伊那広域水道用水企業団	企業長	小坂 樫男
乙1	伊那市長	小坂 樫男	
乙2	駒ヶ根市長	中原 正純	
乙3	箕輪町長	井沢 通治	
乙4	南箕輪村長	清水 國光	
乙5	宮田村長	矢田 義太郎	

附 記 (平成15年4月1日変更)

1 締結日 平成 15 年 4 月 1 日

甲	長野県上伊那広域水道用水企業団	企業長	小坂 檉男
乙 1	伊 那 市 長	小 坂 檉 男	
乙 2	駒 ヶ 根 市 長	中 原 正 純	
乙 3	箕 輪 町 長	平 沢 豊 満	
乙 4	南箕輪村長	山 口 一 男	
乙 5	宮 田 村 長	矢 田 義 太 郎	

附 記 (平成 18 年 4 月 1 日変更)

1 締結日 平成 18 年 3 月 27 日

甲	長野県上伊那広域水道用水企業団	企業長	小坂 檉男
乙 1	伊 那 市 長	小 坂 檉 男	
乙 2	駒 ヶ 根 市 長	中 原 正 純	
乙 3	箕 輪 町 長	平 沢 豊 満	
乙 4	南箕輪村長	唐 木 一 直	
乙 5	宮 田 村 長	清 水 靖 夫	

別表第1

計 画 給 水 量

(単位 ・ /日)

	給 水 期 間	給水量	備 考
伊那市 (乙1)	平成21年4月1日～平成24年3月31日	23,700	
駒ヶ根市(乙2)	平成21年4月1日～平成24年3月31日	8,600	
箕輪町 (乙3)	平成21年4月1日～平成24年3月31日	8,100	
南箕輪村(乙4)	平成21年4月1日～平成24年3月31日	4,500	
宮田村 (乙5)	平成21年4月1日～平成24年3月31日	1,600	

別表第2

給水地点及び一日最大給水量

(単位 ・)

	給 水 地 点	配水池名	一日最大給水量
伊那市 (乙1)	伊那市美篤末広地籍	笠 原	10,000
	伊那市ますみヶ丘地籍	ますみヶ丘	4,000
	伊那市西箕輪大萱地籍	大 萱	7,600
	伊那市西箕輪羽広地籍	羽 広	850
	伊那市西箕輪吹上地籍	吹 上	300
	伊那市西箕輪与地地籍	与 地	450
	伊那市西春近南丘地籍	南 丘	500
	合 計		23,700
駒ヶ根市 (乙2)	駒ヶ根市赤穂北割地籍	馬 場	4,800
	駒ヶ根市赤穂光前寺地籍	光前寺	1,000
	駒ヶ根市赤穂福岡地籍	福 岡	2,800
	合 計		8,600
箕輪町 (乙3)	箕輪町大字中箕輪富士山地籍	富士山	1,000
	箕輪町大字中箕輪大原地籍	大 原	5,000
	箕輪町大字中箕輪福与地籍	福 与	1,500
	箕輪町大字中箕輪富田地籍	富 田	600
	合 計		8,100
南箕輪村 (乙4)	南箕輪村大泉地籍	大 泉	4,000
	南箕輪村南原地籍	南 原	300
	南箕輪村大芝地籍	大芝第2	200
	合 計		4,500
宮田村 (乙5)	宮田村寺沢地籍	寺 沢	1,600
	合 計		1,600

